平成２４年（フ）第１４８３６号
東京都練馬区下石神井２丁目37―15　ルベール237・102
債務者　植村　徳英
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８３８号
埼玉県羽生市南７丁目５―18―205
債務者　藤岡　徹
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８５３号
東京都港区白金１丁目15―34―304
債務者　菊地　佳子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８５７号
東京都世田谷区太子堂３丁目10―５―104
債務者　西井　陸雄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８５８号
東京都北区中十条３丁目35―30―107
債務者　辻廣　克真
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８６２号
神奈川県横浜市都筑区池辺町2490―３―205
債務者　阿部　國男
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８６３号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1235―３　アウルッヴヴィラＡ―103、住民票上の住所神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1154―３―103
債務者　阿部　健一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８６７号
東京都杉並区高井戸東３丁目13―20　富山ハウス３
債務者　成田　一男
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８６９号
東京都品川区荏原１丁目９―９―203
債務者　舘林　美佳
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７１号
埼玉県川口市柳崎１丁目13―１―214　雇用促進住宅柳崎宿舎
債務者　尾形志帆美（旧姓新名）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７５号
東京都板橋区赤塚３丁目13―13　第２ハイムムサシノ110
債務者　山口　雅己
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７７号
東京都葛飾区水元４丁目18―12―405
債務者　渡邉　　等
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７８号
神奈川県川崎市宮前区野川3611―46―306
債務者　豊島　栄三
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８８１号
東京都中野区上高田２丁目21―17　弥生ハウス１Ｂ
債務者　徳永あおい
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８８２号
千葉県船橋市芝山１丁目40―１―501
債務者　長谷川フクコ
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部